

# 全国川サミット連絡協議会会則

## (名称及び目的)

第1条 この会則は、全国川サミット連絡協議会（以下「協議会」という）と称し、全国の川と流域との係わりや次代に向けてのより良い川との共生の方向を探るとともに川を利用したイベントを行い、全国に向けて川の理解を深め、啓発普及を図ることを目的とする。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は全国川サミットの主催地に置く。また、共同事務局として公益財団法人リバーフロント研究所を置く。

## (事業)

第3条 協議会は次の事業を行う。

- 1 全国川サミットの開催
- 2 その他協議会の目的達成に必要な事項

## (会員)

第4条 協議会は、次の者をもって会員とする。

- 1 一級河川名を名にする市区町村
- 2 一級河川流域の市区町村
- 3 協議会の目的に賛同するもの

## (役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- 1 会長 1名（全国川サミット主催地の市区町村長とする。）

## (経費)

第6条 協議会の経費は、会費及び補助金その他の収入をもって充てる。

## (細則)

第7条 この会則に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この会則は、平成4年8月8日より施行する。

## 附 則

この会則は、平成17年8月5日より施行する。

## 附 則

この会則は、平成30年8月24日より施行する。